

鹿 児 島 県 公 報

平成21年 2 月 24 日 (火) 第2473号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日 (毎週火、金)

定価 送料共 1 箇月 2,650 円

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(介護保険課取扱い) 1
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(介護保険課取扱い) 1
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(介護保険課取扱い) 2
○家畜伝染病の発生	(畜産課取扱い) 2
○県営土地改良事業の計画の決定 (2 件)	(農地整備課取扱い) 2
○地籍調査の成果の認証	(農地建設課取扱い) 3
○道路の区域の変更 (2 件)	(道路維持課取扱い) 3
○道路の供用の開始	(道路維持課取扱い) 4
○建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定	(建築課取扱い) 5
公 告	
○一般競争入札公告	(港湾空港課取扱い) 5
○開発行為に関する工事の完了公告	(建築課取扱い) 7
人 事 委 員 会 公 告	
○警察官採用試験公告	(総務課取扱い) 8
公 安 委 員 会 公 告	
○警備業雑踏警備業務 1 級検定実施公告	(生活安全企画課取扱い) 10

告 示

鹿児島県告示第222号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成21年 2 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ホームヘルプス テーションハビ ネス浦上	奄美市名瀬浦上 字緑1105番地	社会福祉法人緑 虹会	大島郡宇検村須 古 2 番地 4	中田みどり	平成21年 2 月 9 日	訪問介護
通所介護事業所 ハビネス浦上	奄美市名瀬浦上 字緑1105番地	社会福祉法人緑 虹会	大島郡宇検村須 古 2 番地 4	中田みどり	平成21年 2 月 9 日	通所介護
千寿園デイサー ビスセンター	指宿市東方357 - 2	社会福祉法人心 和会	指宿市東方字王 子迫365番地	伊藤 令子	平成21年 2 月 10 日	通所介護

鹿児島県告示第223号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第46条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成21年 2 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
居宅介護支援事業所ハビネス浦上	奄美市名瀬浦上字緑1105番地	社会福祉法人緑虹会	大島郡宇検村須古2番地4	中田みどり	平成21年 2 月 9 日

鹿児島県告示第224号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成21年 2 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ホームヘルプステーションハビネス浦上	奄美市名瀬浦上字緑1105番地	社会福祉法人緑虹会	大島郡宇検村須古2番地4	中田みどり	平成21年 2 月 9 日	介護予防 訪問介護
通所介護事業所ハビネス浦上	奄美市名瀬浦上字緑1105番地	社会福祉法人緑虹会	大島郡宇検村須古2番地4	中田みどり	平成21年 2 月 9 日	介護予防 通所介護
千寿園デイサービスセンター	指宿市東方357-2	社会福祉法人心和会	指宿市東方字王子迫365番地	伊藤 令子	平成21年 2 月 10 日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第225号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成21年 2 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

家畜伝染病の種類 ヨーネ病

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
患畜	2	出水市	平成21年 2 月 6 日

鹿児島県告示第226号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営ため池整備（農用地保全）小湊地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成21年 2 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成21年 2 月 25 日から同年 3 月 25 日まで
- 縦覧場所
南さつま市役所農地整備課

鹿児島県告示第227号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営ため池

水質改善（農用地保全）清水地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成21年 2 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成21年 2 月 25 日から同年 3 月 25 日まで
- 3 縦覧場所
南さつま市役所農地整備課

鹿児島県告示第228号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成21年 2 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鹿屋市	平成19年 6 月 28 日から 平成20年 9 月 29 日まで	地籍図及び地籍簿	鹿屋市野里町の一部	平成21年 2 月 13 日
鹿屋市	平成19年 6 月 28 日から 平成20年 9 月 29 日まで	地籍図及び地籍簿	鹿屋市上百引の一部	平成21年 2 月 13 日
指宿市	平成19年 7 月 2 日から 平成20年 8 月 20 日まで	地籍図及び地籍簿	指宿市東方の一部	平成21年 2 月 13 日
垂水市	平成19年 6 月 11 日から 平成20年 11 月 18 日まで	地籍図及び地籍簿	垂水市中俣の一部並びに潮彩町一丁目、二丁目及び三丁目の全部	平成21年 2 月 13 日
龍郷町	平成19年 8 月 30 日から 平成20年 9 月 30 日まで	地籍図及び地籍簿	龍郷町円の一部	平成21年 2 月 13 日

鹿児島県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成21年 2 月 24 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 2 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	北永野田小浜線	霧島市隼人町見次字須ノ木 532番 4 地先から同市隼人 町内山田四丁目277番 1 地 先まで	前	5.5～27.0	636.0
			前	16.0～35.0	625.0
			後	16.0～35.0	625.0
	崎森隼人線	霧島市隼人町内山田一丁目 147番 12 地先から同市隼人 町見次字寺ノ前604番 2 地 先まで	前	6.2～32.7	375.0
			前	9.0～35.0	463.0
			後	9.0～35.0	463.0

鹿児島県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成21年2月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 2 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	447号	伊佐市大口青木字クツマキ 迫1613番312地先から1613 番282地先まで	前 後	22.3～52.2 37.2～68.3	288.0 288.0
県道	志布志福山線	霧島市福山町福沢字上別府 ノ上4605番2地先から同市 福山町福沢字柚木ノ上4648 番2地先まで	前 後	10.4～13.3 10.9～79.4	172.5 172.5
	垂水大崎線	志布志市有明町野神字堀切 4564番1地先から曾於郡大 崎町野方字松ヶ迫7554番24 地先まで	前 後	5.0～37.2 13.6～62.0	124.0 124.0
	上屋久屋久線	熊毛郡屋久島町原字中町 100番3地先から同町原字 小森下370番1地先まで	前 後	10.7～13.2 12.4～17.9	240.0 237.0
	堂山宮之城線	薩摩川内市祁答院町黒木字 屋敷段2096番5地先から同 市祁答院町黒木字崩平2055 番1地先まで	前 後	4.0～9.8 5.0～14.3	215.0 215.0
	光神山諏訪方 線	曾於市末吉町諏訪方字論地 ヶ迫3317番3地先から3318 番3地先まで	前 後	5.8～9.8 12.4～19.2	77.6 77.6
	尾野見伊崎田 線	志布志市松山町尾野見字新 村2560番1地先から同市有 明町伊崎田字宮谷7592番1 地先まで	前 後	7.5～11.8 7.8～18.1	65.4 65.4

鹿児島県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成21年2月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 2 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	志布志福山線	霧島市福山町福沢字上別府ノ上4605番2地先から同 市福山町福沢字柚木ノ上4648番2地先まで	平成21年 2 月 24 日
	垂水大崎線	志布志市有明町野神字堀切4564番1地先から曾於郡 大崎町野方字松ヶ迫7554番24地先まで	

上屋久屋久線	熊毛郡屋久島町原字中町100番3地先から同町原字小森下370番1地先まで
堂山宮之城線	薩摩川内市祁答院町黒木字屋敷段2096番5地先から同市祁答院町黒木字崩平2055番1地先まで
光神山諏訪方線	曾於市末吉町諏訪方字論地ヶ迫3317番3地先から3318番3地先まで
尾野見伊崎田線	志布志市松山町尾野見字新村2560番1地先から同市有明町伊崎田字宮谷7592番1地先まで

鹿児島県告示第232号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の2の規定により、指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定した。

平成21年 2 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社建築構造センター
東京都新宿区新宿五丁目11番4号龍生堂ビル6階
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都新宿区新宿五丁目11番4号龍生堂ビル6階
- 3 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成21年 2 月 3 日

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成21年 2 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称
志布志港荷役機械維持管理業務
 - (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月 31 日まで
 - (4) 履行場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 国又は地方公共団体（港湾管理組合、埠頭公社及び第三セクターを含む。）が委託するコンテナクレーン（橋型）維持管理等の業務を受託した実績を有する者であること。
 - (3) コンテナクレーン（橋型）の点検、修繕に必要な電気工事及び機械整備としての資格を有する技術者を維持管理等業務に専任で配置できる者であること。
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなさ

れていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始の決定後、経営事項審査を受けた者のうち、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

3 入札参加資格の審査等

- (1) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

ア 所定の営業概要書

イ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

ウ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証明する書類（個人の場合に限る。）

エ 消費税及び地方消費税（県外に事務所又は営業所を有すること等により同県税が課税されていない者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書

オ 財務諸表類（法人にあつては直前2事業年度分に係る貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては直前2事業年度分の所得税確定申告書の写し）

カ 2の(2)の実績を有する者であることを証する書類

キ その他入札説明書に定める書類

- (2) 提出場所及び提出期限

ア 提出場所 鹿児島県大隅地域振興局建設部志布志港支所
志布志市志布志町帖6617番地17

イ 提出期限 平成21年 3 月 6 日午後 5 時15分

- (3) 資格審査の結果

資格審査の結果は、平成21年 3 月13日までに書面により通知する。

- (4) 提出書類に関する説明

資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (5) その他

ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

4 入札の方法等

- (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成21年 3 月24日午前11時

イ 場所 鹿児島県大隅地域振興局建設部志布志港支所会議室

- (3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 鹿児島県大隅地域振興局建設部志布志港支所
志布志市志布志町帖6617番地17

(イ) 交付期限 平成21年 3 月 6 日午後 5 時15分

5 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過小の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問い合わせ先

鹿児島県大隅地域振興局建設部志布志港支所総務係

志布志市志布志町帖6617番地17 郵便番号 899-7102

電話番号 099-473-1651

ファックス番号 099-473-1671

12 その他

(1) この入札は、この調達に係る平成21年度予算が成立しないときは実施しない。

(2) この入札に係る契約は、平成21年4月1日に確定する。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年 2 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(2 工区)

肝属郡東串良町池之原字新堀2391番 1 の一部, 2392番 1 の一部, 2395番 1 の一部, 2396番 1 の一部, 2399番 1 の一部, 2399番 2 の一部及び2400番 1 の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

肝属郡東串良町川西1543番地
東串良町長 奥園拓夫

人事委員会公告

警察官採用試験公告

平成21年度警察官採用試験を警視庁（東京都），神奈川県，愛知県，滋賀県，京都府及び大阪府と共同して次のとおり実施する。

平成21年 2 月 24 日

鹿児島県人事委員会委員長 上園淳

- 1 試験区分及び職務内容

都府県名	試験区分	職務内容
鹿児島県	警察官 A（男性，女性，武道），警察官 B（男性，女性，武道）	個人の生命，身体及び財産の保護，犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たる。
警 視 庁	警察官 A（男性），警察官 B（男性）	
神 奈 川 県		
愛 知 県		
滋 賀 県		
京 都 府		
大 阪 府		

- 2 受験資格

(1) 年齢

都府県名	警察官 A	警察官 B
鹿児島県	昭和53年 4 月 2 日から平成 4 年 4 月 1 日までに生まれた者	
警 視 庁	昭和54年 5 月 12 日から昭和63年 4 月 1 日までに生まれた者	昭和54年 9 月 22 日から平成 4 年 4 月 1 日までに生まれた者
神 奈 川 県	昭和54年 4 月 2 日以降に生まれた者	昭和54年 4 月 2 日から平成 4 年 4 月 1 日までに生まれた者
愛 知 県		
滋 賀 県		
京 都 府		
大 阪 府	昭和54年 4 月 2 日から平成 4 年 4 月 1 日までに生まれた者	

(2) 学歴・資格

学 歴 等	警察官 A	警察官 B
学 歴	- 学校教育法による大学（4 年制大学以上のもの）を卒業した者又は平成22年 3 月末までに卒業見込みの者 - 人事委員会が上記に該当する者と同等の資格があると認める者	左記に掲げる者以外の者
試験区分	柔道の段位が 3 段以上又は剣道の段位が 3 段以上を有する男性	柔道の段位が 2 段以上（学校教育法による高等学校を平成22年 3 月末ま

（武道）に おける資格	でに卒業見込みの者は初段以上）又は剣道の段位が2段以上を有する男性
そ の 他	次のいずれかに該当する者は受験できない。 ・ 日本の国籍を有しない者 ・ 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。） ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 志望する都府県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法、時期及び場所

区 分		警察官 A	警察官 B
第 1 次 試 験	試験日	平成21年5月10日（日）	平成21年9月20日（日）
	試験地	鹿児島市、首都圏（神奈川県横浜市）（武道は鹿児島市のみ） （注1）	鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市、奄美市（武道は鹿児島市のみ）
	試験種目	教養試験、論文試験、身体検査①（測定）、実技試験（武道のみ） （注2）	教養試験、作文試験、身体検査①（測定）、実技試験（武道のみ） （注2）
	適性検査等		
	試験日	平成21年6月1日（月）から6月4日（木）	平成21年10月13日（火）から10月15日（木）
	試験種目	適性検査、身体検査②（精密）、体力検査（注3）	
第 2 次 試 験	合格発表	平成21年6月25日（木）	平成21年11月6日（金）
	試験日	平成21年7月14日（火）から7月24日（金）	平成21年11月24日（火）から11月30日（月）
	試験地	鹿児島市	
	試験種目	口述試験	
合格発表	平成21年8月中旬	平成21年12月中旬	

○ 鹿児島県分については、上記のとおり。他都府県については教養試験、論作文試験、身体検査①の実施日等は上記のとおりであるが、それ以外については、別途当該都府県が定める。

（注1） 首都圏会場で受験する場合は、鹿児島県のみ志望となる。

（注2） 鹿児島県以外の都府県を第1志望とする者は、第1次試験は、教養試験、論文試験及び身体検査①のみを行う。

論作文試験は、第1次試験日に実施するが、採点は第2次試験で行う。

（注3） 適性検査等は、教養試験の成績（武道の場合は、教養試験及び実技試験）が一定の基準以上で、かつ、身体検査①の結果が合格基準を満たす者が対象となる。

4 受験申込手続等

申込手続等	警察官 A	警察官 B
受付期間	平成21年4月1日（水）から4月17日（金）	平成21年8月5日（水）から8月21日（金）
	・ 受験申込書に必要事項を記入して提出すること。 ・ 受験申込みは、一試験区分に限る。 ・ 警察官 A（男性）で鹿児島市会場で受験する者及び警察官 B（男	

受験申込方法	性)は、上記都府県のうち第2志望まで選択することができる。ただし、鹿児島県以外の都府県を第1志望とした場合は、鹿児島県を第2志望とすることはできない。なお、いずれかの都府県で第1次試験に合格した場合は、第2志望は無効となる。 ・ 受験申込書の受理後における試験区分、志望都府県及び試験地の変更は認めない。 ・ 郵送の場合は、必ず簡易書留郵便にすること。	
受験申込書の請求先	鹿児島県人事委員会事務局、鹿児島県警察本部、鹿児島県内の各警察署、鹿児島県東京事務所ほか	
受験申込書の配布開始日	平成21年 2 月 24 日（火）	平成21年 7 月 1 日（水）
受験申込先	鹿児島県警察本部警務課	

5 採用候補者名簿の作成の方法

採用候補者名簿の作成方法は、各都府県によって異なるが、鹿児島県分については次のとおりである。

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載される。
- (2) 採用候補者の名簿の有効期間は、名簿の確定の日から原則として1年間である。

6 給与

給与は各都府県によって異なるが、鹿児島県の場合は、「鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例」に基づき支給される。平成21年 2 月 24 日時点における初任給は、下表のとおりである（職務経験等がある場合は、加算される場合がある。）。また、諸手当として、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給条件に基づき支給される。

なお、鹿児島県の場合は、「知事等の給与の特例に関する条例」により、給料月額の一定割合を減額している。

試験区分	初任給基準額
警察官 A	192,300円（大学卒）
警察官 B	175,400円（短期大学卒）
	161,500円（高等学校卒）

7 その他

試験内容等の詳細については、別に試験案内を交付する。

問い合わせ先	
鹿児島県人事委員会事務局	郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁（行政庁舎）12階 電話（代表）099-286-2111（内線3893・3894） （直通）099-286-3893, 099-286-3894
鹿児島県警察本部警務課	郵便番号890-8566 鹿児島市鴨池新町10番1号 警察庁舎3階 電話（代表）099-206-0110（内線2636） （直通）099-206-2220

公安委員会公告

警備業雑踏警備業務1級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業雑踏警備業務1級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成21年 2 月 24 日

鹿児島県公安委員会委員長 尾前喜八郎

1 検定の種別及び級の区分

雑踏警備業務1級

2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

平成21年 5 月 30 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、受付は、当日の午前 8 時 30 分から午前 9 時までとする。

(2) 実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番 1 号）

(3) 受検定員

30 人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で、県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者

(2) 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から雑踏警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けたもの

4 検定試験の方法及び内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 雑踏警備業務の管理に関すること。

オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 雑踏警備業務の管理に関すること。

ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成21年 4 月 13 日（月）から同月 24 日（金）まで（県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(2) 提出書類

ア 検定規則別記様式第 1 号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1 通

イ 写真 2 葉（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。）

エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。）

オ 雑踏警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（3(1)に該当する場合に限る。）

カ 雑踏警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し（3(2)に該当する場合に限る。）

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又

は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人による申請（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）

6 検定手数料

13,000円（13,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書にはり付けて提出すること。）

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。

- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 問い合わせ先

本検定についての問い合わせは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099-206-0110内線3014・3018）に行うこと。